

建設部見積用参考資料等提供システム運用要領

第1 目的

この要領は、建設部が運用する建設部見積用参考資料等提供システム（以下「システム」という。）を利用して、北海道が発注する工事等の見積用参考資料等を利用者へ提供することに関し必要な事項を定める。

第2 定義

この要領で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) システム

見積用参考資料等をインターネット向けウェブページに公開し、システムの利用者に情報を提供する情報処理システムをいう。

(2) 工事等

北海道建設工事執行規則（昭和39年5月6日北海道規則第60号）に基づき執行する建設工事及び建設工事に係る調査、設計、測量等の業務をいう。

(3) 見積用参考資料等

建設部が定める設計図書等作成要領【請負工事編】、同要領【測量調査設計業務編】及び営繕工事設計図書等作成要領に基づき入札参加者閲覧用として作成する設計図書、図面及び見積用参考資料の電子データをいう。

(4) 利用者

システムを利用する者をいう。

第3 システムの機能

システムは、次の機能をシステムの利用者に提供する。

(1) 工事等案件の検索と見積用参考資料のダウンロード

(2) 資料等の変更又は公開の中止等に関する情報の電子メールによる通知

第4 利用規約

システムの利用規約は別記のとおりとし、利用者は利用規約に同意しなければならない。

第5 システムの利用

利用者登録をした者が利用できる。

第6 システムの運用時間

1 原則24時間とする。

2 システムの保守等にあてるためシステムの運用を停止させる場合には、あらかじめ利用者に周知する。ただし、システム障害等、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第7 情報セキュリティ

システムの運用に当たっては、北海道情報セキュリティ基本方針（平成14年12月27日知事決定）及び北海道情報セキュリティ対策基準（平成14年12月27日総合企画部長決定）を遵守する。

第8 その他

システムの運用管理は、建設部建設政策局建設管理課長が行う。

附則

1 この要領は、平成30年2月1日から施行する。

2 この要領は、平成31年2月1日から施行する。